

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 教育委員会  
令和3年度4月～11月分 必要に応じて令和2年度分
- 3 監査の着眼点 令和3年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和3年12月3日～令和3年12月20日及び  
令和4年1月4日～令和4年2月21日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 地方自治法第208条第1項は、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」と規定し、同法施行令第142条第1項第3号では、地方交付税、地方譲与税、交付金、負担金、補助金、地方債その他これらに類する収入及び他の会計から繰り入れるべき収入は、その収入を計上した予算の属する年度を会計年度所属区分とする旨規定している。

したがって、令和2年度で調定するのであれば、令和3年3月31日までに行う必要がある。

また、岐阜市会計規則第32条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、歳入の所属年度及び歳入科目に誤りがないかどうか等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。

しかしながら、小学校トイレ改修ほか2件の学校施設環境改善交付金に係る国庫支出金について、令和元年度からの繰越調定で収入すべきところ、令和2年度に新たに調定をし、当該調定で収入していた。さらに、その調定は会計年度の期間を過ぎた令和3年4月5日が調定日となっていた。

イ 岐阜市会計規則第41条第1項は、納入通知書を発した歳入金は、会計管

理者、現金出納員又は現金取扱員において直接現金を収納することができない旨規定している。

また、地方自治法施行令第168条の5は、「指定金融機関を定めている普通地方公共団体において、会計管理者が現金を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と規定しており、本市においては、「速やかに」を「原則としてその日中（即日の払込みが困難な場合は、金融機関の翌営業日）」と解して運用している。

しかしながら、放課後児童クラブ事業に係る実費負担額2件（納入義務者1人）について、納入通知書を発しているにもかかわらず、直接現金を収納したうえ、収納した日の翌々営業日に入金していた。

ウ 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、教育政策課、学校指導課（教育研究所を含む）、学校安全支援課、加納幼稚園、岐阜東幼稚園、岐阜市岐阜中央中学校給食共同調理場ほか4給食共同調理場、科学館及び社会・青少年教育課（放課後児童クラブを含む）では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

また、小中学校及び特別支援学校を納品先とした物品の納入では、市職員ではない学校事務職員及び教員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

さらに、令和2年5月に納品を受けた物品について、納品確認が不十分であったため再度納品を依頼し、追加購入する事案が発生していた。

エ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、社会・青少年教育課及び科学館が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄しているものがあった。

今後は、地方自治法、地方自治法施行令、岐阜市会計規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(2) 公印の管理について

岐阜市教育委員会公印規則第5条は、「公印保管責任者（学校長）は、公印保管の責めに任じ、かつ、その使用を適切に行うため必要な処置を講じなければならない。」と規定している。

しかしながら、東長良中学校において、学校印（方21）について適正に保管されておらず、平成28年度以降二度にわたり紛失していた。

今後は、岐阜市教育委員会公印規則を遵守し、公印を適正に保管するよう指導されたい。

(3) 交通事故の防止について

令和2年4月から令和3年11月までの間に、公用車の後退時における事故が2件発生した。そのうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行について指導されたい。

(4) 事故の防止について

令和2年9月28日、華陽小学校敷地内での除草作業中に飛び石が発生し、駐車場に駐車してあった車両に対する物損事故が発生した。

飛び石による物損事故については、令和元年度の定期監査においても同様の指摘をしている。草刈作業手順マニュアルを遵守し、作業前の安全確認や防護対策の措置を図るなど、安全管理を徹底されたい。

(5) 会計年度任用職員に関する事務について

ア 雇用保険法第6条は、この法律の適用除外を規定しており、第1号に1週間の所定労働時間が20時間未満である者とある。

しかしながら、令和2年5月1日に雇用を開始したパートタイム会計年度任用職員の1週間の労働時間は15時間であり、雇用保険法第6条の規定により同法の適用除外であるにもかかわらず、2か月分の雇用保険料を徴収していた。

イ 長良小学校の学習指導員（パートタイム会計年度任用職員）の令和2年10月分の報酬について、1日につき3時間勤務とすべきところ4時間勤務とし出勤表を作成したため、10時間分多く支給していた。

ウ 雇用保険法施行規則第7条は、事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、労働契約に係る契約書等の被保険者でなくなったことの実態及びその事実のあった年月日を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない旨規定している。

しかしながら、平成31年3月に退職したパートタイム会計年度任用職員の雇用保険被保険者資格喪失届を令和3年5月28日に至るまで提出していなかった。

今後は、雇用保険法及び雇用保険法施行規則を遵守し、適正な事務執行に努めるとともに、会計年度任用職員に関する事務を組織でチェックする体制の強化に努め、再発防止を徹底されたい。

#### (6) 個人情報保護の徹底について

岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。

しかしながら、令和3年5月に退職者に送付する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を、同姓同名の別人に誤って送付していた。

今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、適正な事務を執行されたい。

#### [意見]

##### (1) 岐阜市子どもの登下校安全確保事業補助金に係る交付申請方法について

岐阜市子どもの登下校安全確保事業は、GPS位置情報を活用した子どもの見守りサービスの利用契約をした保護者に費用の一部を助成するもので、同事業補助金交付要綱第6条第1項は、「申請者はサービスの利用契約に際して、補助金の交付申請及び受領についてサービス提供事業者に委任する旨の委任状を市長に提出しなければならない。」と規定し、同条第2項ではサービ

ス提供事業者は、申請者からの委任を受けて交付申請を行う旨規定している。

そのため、サービス提供事業者は、サイトから申込みをする際、委任に同意する旨のチェック欄を設け、契約締結者を一覧にし、市へ交付申請を行っており、実際には申請者である保護者が委任状を市長に提出していない状態であっても、専用申込サイトにおいて申込みが完了すれば、費用の一部を負担することなくサービスが開始されている。

以上のことから、社会・青少年教育課は、市長に提出された委任状の確認及びサービス提供事業者から提出される申請書に添付された申請者の一覧との突合による書類審査を行わなければならない、煩雑な事務になっている。

書類審査に係る事務の負担が軽減できるよう委任状の提出方法等の見直しを検討されたい。